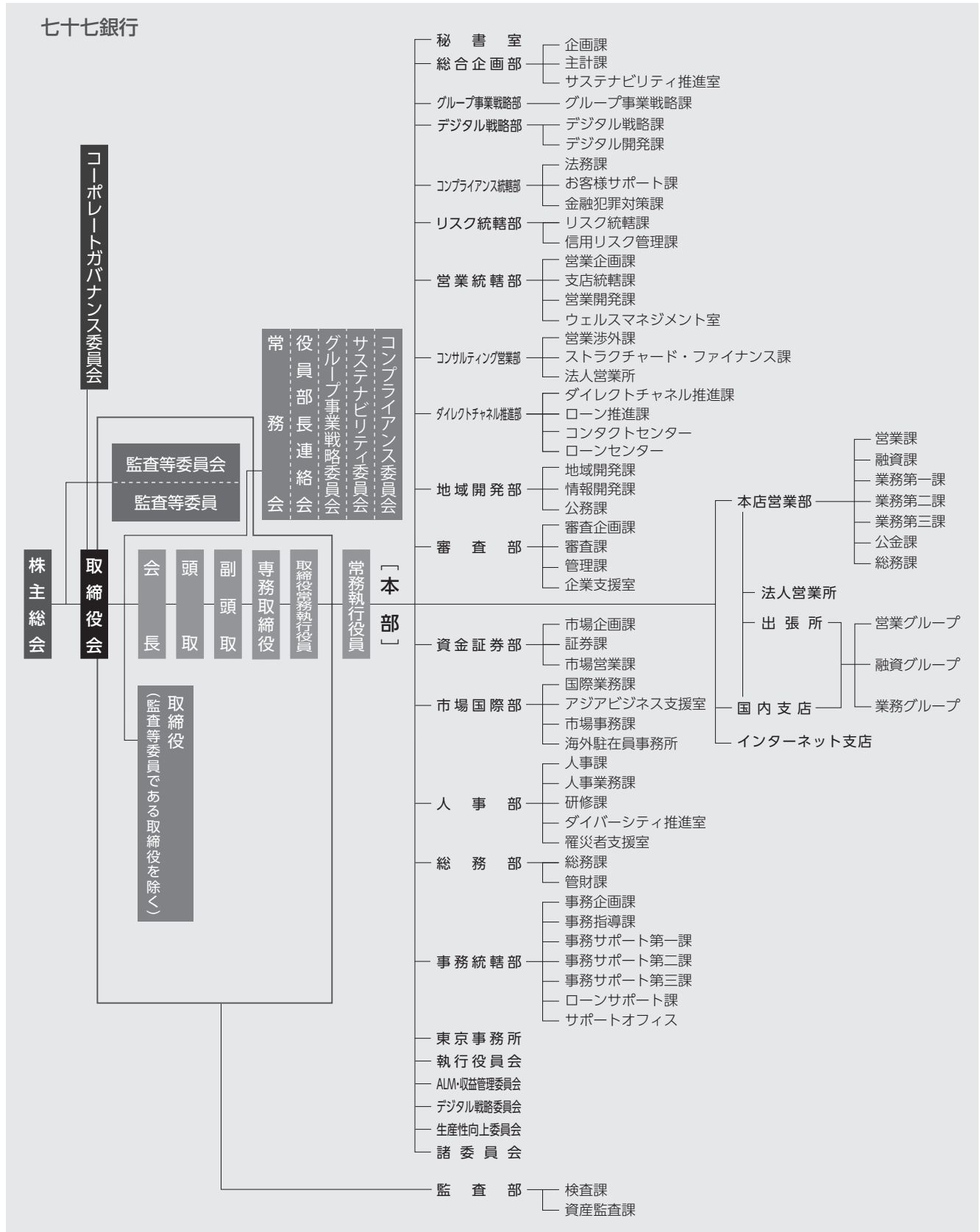


組織図

(2026年6月30日現在)



子会社

七十七リース株式会社

七十七信用保証株式会社

株式会社七十七カード

七十七証券株式会社

七十七サーチ&コンサルティング株式会社

七十七パートナーズ株式会社

七十七ヒューマンデザイン株式会社

七十七デジタルソリューションズ株式会社

七十七ほけんサービス株式会社

七十七ビジネスウィズ株式会社

七十七パートナーズ第1号投資事業有限責任組合

七十七パートナーズ第2号投資事業有限責任組合

77 NEXT CONSULTING PTE. LTD.

七十七キャピタル株式会社

77ニュービジネス投資事業有限責任組合

77ストラテジック・インベストメント投資事業有限責任組合

七十七キャピタル第2号投資事業有限責任組合

77ストラテジック・インベストメント第2号投資事業有限責任組合

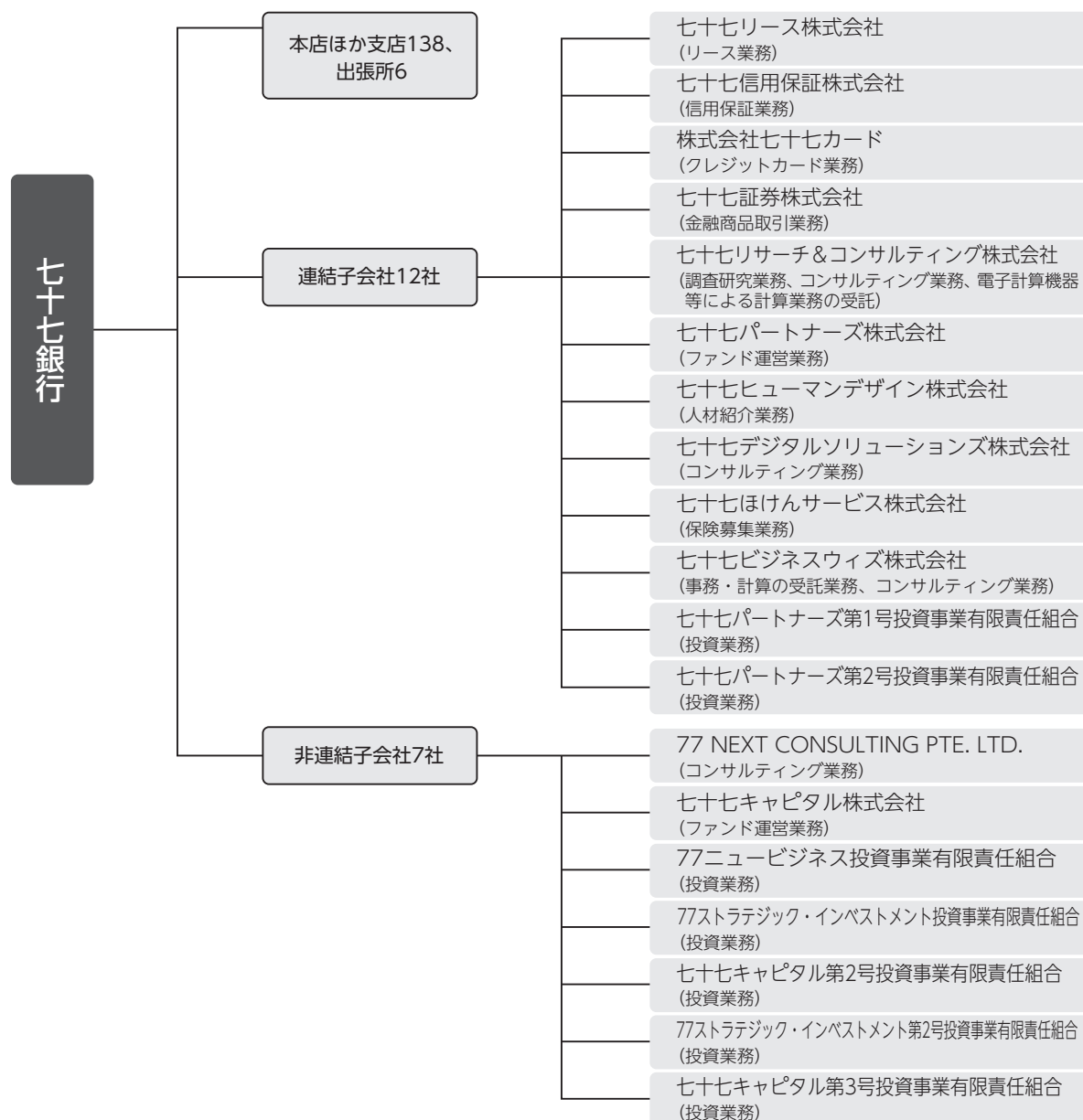
七十七キャピタル第3号投資事業有限責任組合

グループ全体図

主要な事業の内容と組織の構成

(2026年6月30日現在)

銀行業務を中心に、リース業務のほか、クレジットカード業務などの金融サービスを提供しています。組織の構成は以下のとおりです。



連結子会社の概況

会社名	所在地・電話番号	設立年月日	資本金	当行 議決権比率	連結子会社 議決権比
七十七リース株式会社	仙台市青葉区本町二丁目15番1号 ☎022-262-4341 (代)	1974.11.25	100百万円	100.00%	—
七十七信用保証株式会社	仙台市太白区長町三丁目8番29号 ☎022-393-9107 (代)	1978.10. 2	30百万円	100.00%	—
株式会社七十七カード	仙台市宮城野区榴岡二丁目4番22号 ☎022-298-1877 (代)	1983. 2.22	64百万円	100.00%	—
七十七証券株式会社	仙台市青葉区大町一丁目1番30号 ☎022-398-3977 (代)	2016. 7.27	3,000百万円	100.00%	—
七十七リサーチ&コンサルティング株式会社	仙台市青葉区中央三丁目3番20号 ☎022-748-7877 (代)	2018. 7.18	200百万円	100.00%	—
七十七パートナーズ株式会社	仙台市青葉区中央三丁目3番20号 ☎022-797-2090 (代)	2021.12. 9	100百万円	100.00%	—
七十七ヒューマンデザイン株式会社	仙台市青葉区中央三丁目3番20号 ☎022-211-9735 (代)	2022. 8. 8	100百万円	100.00%	—
七十七デジタルソリューションズ株式会社	仙台市青葉区国分町一丁目4番地9号 ☎022-302-5398 (代)	2023. 5.12	200百万円	100.00%	—
七十七ほけんサービス株式会社	仙台市青葉区中央一丁目7番5号 ☎022-302-5325 (代)	2024. 3. 1	300百万円	100.00%	—
七十七ビジネスウィズ株式会社	仙台市青葉区木町通二丁目1番12号 ☎022-723-3701 (代)	2024. 9. 9	100百万円	100.00%	—

資本・株式の状況

資本金の推移

(単位：百万円)

年月日	資本金	増加額	摘要
2022年3月31日	24,658	—	
2023年3月31日	24,658	—	
2024年3月31日	24,658	—	
2025年3月31日	24,658	—	
2026年3月31日	24,658	—	

株式所有者別内訳

(2026年3月31日現在)

区 分	株主数	所有株式数	割合
政府及び地方公共団体	12 人	10,713 単元	1.40 %
金融機関	52	321,236	42.02
金融商品取引業者	35	18,988	2.49
その他の法人	491	92,071	12.04
外国法人等 個人以外	254	172,418	22.55
個人	23	94	0.01
個人その他	13,225	148,985	19.49
合計	14,092	764,505	100.00

(注) 1. 1単元の株式数は100株であります。なお、上記のほか単元未満株式が205,246株あります。
 2. 自己株式1,827,592株は「個人その他」に18,275単元、「単元未満株式の状況」に92株含まれております。

大株主

(2026年3月31日現在)

株主名	所有株式数	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有株式数の割合
1 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	10,683 千株	14.27 %
2 株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,320	8.44
3 明治安田生命保険相互会社	3,407	4.55
4 住友生命保険相互会社	3,150	4.21
5 日本生命保険相互会社	2,623	3.50
6 東北電力株式会社	1,695	2.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 7 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	1,039	1.38
JP MORGAN CHASE BANK 385781 8 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	1,006	1.34
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 9 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	1,005	1.34
10 第一生命保険株式会社	982	1.31
計	31,914	42.65

(注) 1. 当行は2026年3月31日現在、自己株式を1,827千株保有しており、上記大株主から除外しております。
 2. 2024年5月9日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社から、三井住友DSアセットマネジメント株式会
 社他1社を共同保有者として、2024年4月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、当行として2026年3月31日現在における実質所有
 株式数が確認できておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号	5,890	7.68
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	123	0.16
計	—	6,013	7.84

3. 2026年1月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、みずほ証券株式会社から、みずほ証券株式会社他2社を共同保有者として、2026年1月15
 日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、当行として2026年3月31日現在における実質所有株式数が確認できておりませんので、上記大
 株主の状況には含めておりません。
 当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	237	0.31
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	4,124	5.38
アセットマネジメントOneインターナショナル (Asset Management One International Ltd.)	30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, UK	262	0.34
計	—	4,623	6.03

当行の役員

(2026年6月30日現在)

取締役頭取 [代表取締役]	こ ばやし ひで ぶん
取締役副頭取 [代表取締役]	こ ばやし ひろし 寛
専務取締役 [代表取締役]	い ぶか しゅう いち
取締役常務執行役員	お だ じま よし ゆき
取締役常務執行役員	あ お き かず ひろ 洋
取締役常務執行役員	か かわ ぐち たけし 健
取締役 [社外取締役]	お お たき せい いち
取締役 [社外取締役]	お やま しげ のり 典
取締役 [社外取締役]	くり はら さ や か

取締役監査等委員	くろ だ たか し
取締役監査等委員 [社外取締役]	うし お よう こ
取締役監査等委員 [社外取締役]	み うら なお と
取締役監査等委員 [社外取締役]	えん どう しん や
取締役監査等委員 [社外取締役]	ふく だ かず お

常務執行役員	わた なべ たかし
上席執行役員 [監査部長]	ち だ かず ひと
上席執行役員 [東京支店長]	えん どう ひで き
上席執行役員 [卸町支店長兼中央市場支店長]	しか だ ゆう すけ
上席執行役員 [総合企画部長]	た なべ しげる 茂
上席執行役員 [営業統轄部長兼インターネット支店長]	かね だ たか ゆき
執行役員 [特命事項担当 (海外ビジネス)]	いり え けい いちろう
執行役員 [石巻支店長兼穀町支店長兼新中里支店長]	さ とう たく と
執行役員 [事務統轄部長]	ひとつ やなぎ あき 秋
執行役員 [審査部長]	もり 行 よし 良
執行役員 [本店営業部長兼芭蕉の辻支店長兼柳町通支店長]	すな こ せい じ
執行役員 [デジタル戦略部長]	の うち あつ し
執行役員 [人事部長]	しば た けん しょう
執行役員 [市場国際部長]	の 野 むら あつし 敦

従業員の状況

従業員数・平均年齢・平均勤続年数及び平均給与月額

	2024年度	2025年度
従業員数	2,451人	2,357人
平均年齢	39歳 2ヵ月	39歳 3ヵ月
平均勤続年数	16年 3ヵ月	16年 2ヵ月
平均給与月額	450千円	468千円

(注) 1.従業員数は、次の出向者を含み、臨時雇員を含んでおりません。なお、下表の外部出向者数には、当行のグループ会社、関連団体への出向者を含んでおりません。

	2024年度	2025年度
出向者	160人	167人
うち外部出向者	23人	24人
(うち宮城県内企業)	(17人)	(20人)
臨時雇員	1,279人	1,265人

2.平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3.平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与を除くものであります。

採用人員

		2025年4月	2026年4月
採用人員	男性	41人	44人
	女性	41人	36人
	合計	82人	80人

リスク管理

近年、金融機関を取り巻く経営環境が大きく変化し、金融機関はこれまでとは比較できないほど様々なリスクに晒されるようになりました。こうしたなか、金融機関には、従来以上にリスクを正確に把握、分析し、適切に管理することが求められています。

トップリスク

当行では、各種のリスクシナリオが顕在化した場合の影響度と蓋然性等を整理のうえ、当行及び当行の関係会社に特に重要な影響を与える可能性があるリスク（トップリスク）を踏まえて短期経営計画を策定し、リスクマネジメントに努めております。また、定期的なストレステスト等を通じて、トップリスクに起因するリスクシナリオが発生した際の財務への影響等を検証しております。

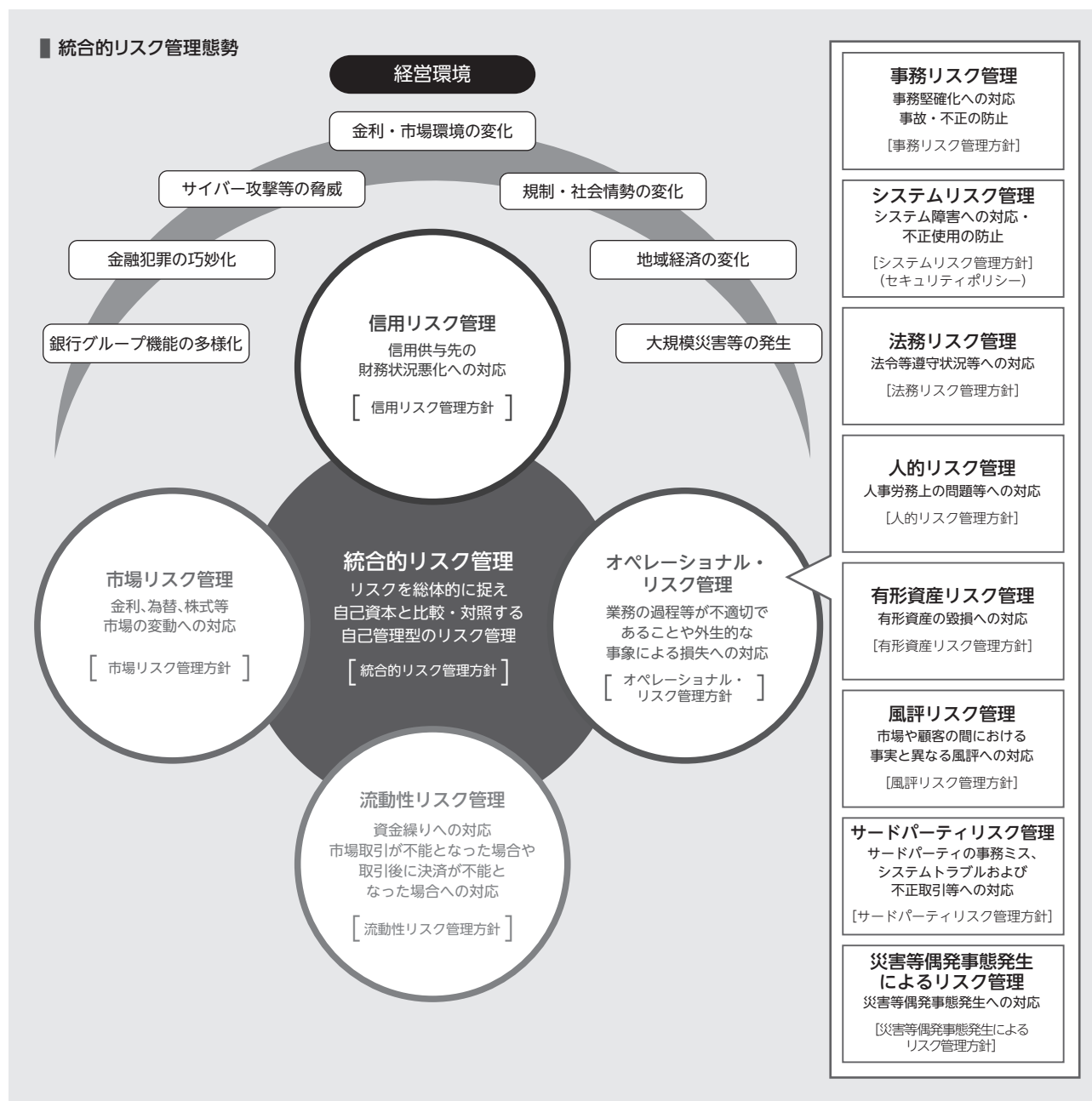
2026年度の短期経営計画策定に際してのトップリスクは以下のとおりであります。

時間軸	トップリスク	主なリスクシナリオ（例）
短期	ALM運営の難化	・金利上昇局面において預金獲得競争が激化、預金流出により運用原資確保が困難となるほか、調達コストが急増、業績が悪化 ・国内外の金融経済政策を発端とした急激な長期金利の上昇や金融株式相場下落、為替相場の変動等により、債券評価額の減少、株式等の減損、為替差損等が発生し、業績が悪化
	コンプライアンスリスクの顕在化	・本部によるモニタリング機能等の不足により、顧客本位の業務運営に反した取扱いが発生し、損害等が発生 ・マネー・ローンドリングや金融犯罪への対策の遅れ・不備等により、顧客被害等が発生し、社会的信用が低下
	システムリスク・サードパーティリスクの顕在化	・サイバー攻撃、システム障害、サードパーティ事故等により、大規模な業務停止・顧客情報の流出が発生
短期～中長期	同業・異業種との競争激化	・デジタル技術の革新や規制緩和等を背景に業態を超えた競争が激化するなかで、相対的に競争優位性を失い、収益力が低下 ・採用競争の激化や雇用の流動化等により有能な人材確保が困難となり、業務運営に支障
	グループガバナンスの複雑化	・事業領域の拡大に伴い新たなリスクへの対応が必要となるほか、リソース配分に対する期待収益が実現せず、資本効率が低下
	営業地盤の悪化	・宮城県経済悪化に伴い業容拡大が困難となるほか、特定業種・大口与信先の業況悪化に伴い不良債権が増加 ・人口減少や東京一極集中に伴い若年層や相続預金等の域外流出が加速、将来にわたる収益基盤が縮小し、事業継続性に影響
偶発的	大規模災害等の発生	・大規模な自然災害等の発生に伴い、当行グループおよび取引先が被災し、業績が悪化

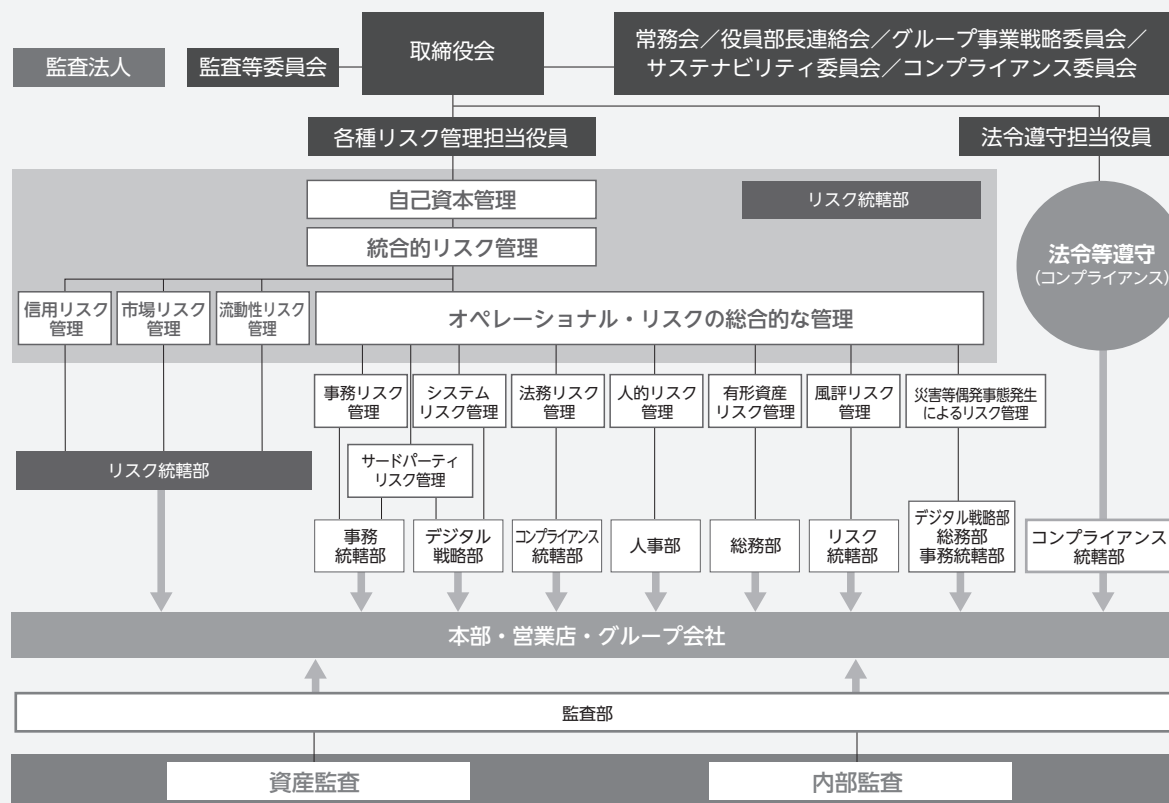
統合的リスク管理態勢の強化

当行は、経営の健全性を高める観点から、直面するリスクに関して、リスクの種類毎に評価したものを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行う統合的リスク管理態勢を構築するとともに、リスク計量技術の高度化等のリスク管理方法の向上を図っています。

統合的リスク管理の具体的な枠組みとしては、「リスク資本管理」を行っています。「リスク資本管理」とは、リスクの種類毎にリスクの許容度であるリスク資本予算を部門（国内業務部門、資金証券部門等）に配賦したうえで、各部門のリスク量が配賦額の範囲内に収まっていることをモニタリングする管理方法です。また、リスク資本管理は、リスクテイクに見合った期待された収益が確保されているかのモニタリングにも活用しています。



■ リスク管理の体制



リスク管理部署と役割

区 分	主管部	役 割
統合的リスク管理	リスク統轄部	各リスクの統合的管理
信用リスク	リスク統轄部	各リスクの管理手法を理解し、リスク管理を適正に行うための規定を整備するとともに、管理方針、管理規定等に沿った業務運営が行われているかを検証し、必要に応じて手法等の見直しを行う。
市場リスク	リスク統轄部	
流動性リスク	リスク統轄部	
オペレーショナル・リスクの総合的な管理	リスク統轄部	
事務リスク	事務統轄部	
システムリスク	デジタル戦略部	
法務リスク	コンプライアンス統轄部	
人的リスク	人事部	
有形資産リスク	総務部	
風評リスク	リスク統轄部	
サードパーティリスク	デジタル戦略部、事務統轄部	
災害等偶発事態発生によるリスク	デジタル戦略部、総務部、事務統轄部	

監査部によるリスク管理態勢等の検証

内部監査・資産監査部署としてすべての業務部門から独立した監査部が、内部管理態勢（金融円滑化推進管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、経営管理態勢、リスク管理態勢）の検証を中心とした総合監査と不正事故防止を主な目的とした現物等検査により、営業店、本部およびグループ会社を監査しております。

信用リスク管理

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

貸出金の運用にあたっては、厳正な審査基準に基づく審査を行うとともに、貸出債権の日常管理徹底のためのシステム開発や事務手続の厳正化等により、信用リスク管理の強化に努めています。また、行員に対しては、融資実務の研修をきめ細かく実施しているほか、審査部による営業店指導を通じ実践的な与信管理の指導を行うなど、融資審査能力の一層の向上を図っています。

また、信用リスク管理の基本方針である「信用リスク管理方針」を定め、資産の健全性確保のための基本的スタンスならびに信用リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理の実施について明確化しています。さらに、信用リスクを客観的に把握し、信用リスク管理の高度化を図る観点から、信用供与先に対する「信用格付制度」を活用しています。

信用格付制度

「信用格付制度」では、財務状況に対する定量的評価と経営環境などに対する定性的評価等をもとに取引先毎に信用リスクを管理する個別与信管理と、小口の事業性信用や消費性信用の信用リスクを集散的に管理するリテール管理を行っています。

「信用格付制度」はポートフォリオ管理など信用リスク管理の基盤となるとともに、取引先の信用状態変化の把握や融資判断の迅速化・効率化に活用されています。

市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利・価格・為替等市場の変動によって保有資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、市場取引方針を年度毎に決定しており、ポジション枠等の設定など一定のリスクテイクを行いながら、安定的な収益を上げることが基本的スタンスとしています。

組織面では、当行全体の市場リスク管理部署としてリスク統轄部を置き、また市場取引における相互牽制を図るため、業務運営部署の資金証券部と事務管理部署の市場国際部を分離するとともに、資金証券部内にリスク統轄部員を駐在させ、市場リスクの状況を管理しています。

管理態勢面では、リスクの状況について、資金証券部が日次で担当役員に報告する一方で、リスク統轄部からも日次で担当役員に報告しています。さらにリスク統轄部は、月次で市場取引を含めた資産・負債全体のリスクの状況について、ALM・収益管理委員会に報告しています。

また、市場リスク管理の基本方針として、「市場リスク管理方針」を定め、さらにリスク管理の運営および手法等について「市場リスク管理規定」を定めるなど、厳正な管理に努めています。

ALM・収益管理委員会

ALM・収益管理委員会は、先行きの金利・相場・資金・景気動向を予測し、その変動に伴うリスクを回避するとともに、リスク管理と収益管理の一元化による適正な資産・負債の総合管理を踏まえ、経営の健全性確保と収益向上の両立をはかるため、機動的に運用戦略等を検討することを目的としています。各種リスク管理手法を用いて、銀行全体のリスク量を把握するとともに、主要勘定の動向や予算・実績の差異ならびに収益構造等を分析し、市場リスク・流動性リスク等の対応策や収益増強方策の検討を行っています。これらALM・収益管理委員会の審議結果は、役員部長連絡会に報告しています。

流動性リスク管理

「流動性リスク」とは、銀行に対する信用力低下から、所要資金が確保できず、資金繰りがつかなくなること、調達コストが著しく上昇すること等により、損失を被るリスクをいいます。

当行では、資金繰り管理部署および決済の管理部署として市場国際部が当行全体の日々の資金繰りおよび資金や証券の受渡を管理しており、また、流動性リスク管理部署としてリスク統轄部が資金繰り管理部署および決済の管理部署の統轄、当行全体の流動性リスクの把握を行うなど、両部署間の牽制機能を十分発揮できる態勢を整備しています。

資金繰り管理では、日次または月次の資金繰り見通しを作成するとともに、調達可能額や資産の流動性の把握、大口資金の期日集中の確認などに努めています。決済の管理では、日銀ネット決済等の決済制度における決済の状況および他の金融機関等との間で行う決済の状況について管理を行っています。リスク管理では預金・貸出金計画の実績との乖離状況や資金ギャップ分析などの管理を行っています。さらに、各管理の状況をALM・収益管理委員会に報告しています。

また、流動性リスク管理の基本方針として「流動性リスク管理方針」を定め、さらに、リスク管理の運営方法等について「流動性リスク管理規定」を、不測の事態への対応について「流動性危機対応プラン」および「決済リスクにかかる緊急時対応プラン」を定めるなど様々なケースに対応できるよう万全を期しています。

オペレーショナル・リスク管理

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「オペレーショナル・リスク」を損失の発生原因などから8つのリスク（「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」、「サードパーティリスク」、「災害等偶発事態発生によるリスク」）に分類し、それぞれの担当部が管理しています。

また、各オペレーショナル・リスクを総合的に管理するため、その基本方針として「オペレーショナル・リスク管理方針」を定めるとともに、リスク統轄部をオペレーショナル・リスクの総合的な管理部署と位置付け、適切な管理を行っています。

事務リスク管理

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠ったり、事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

当行は事務リスクへの対応として、事務管理体制、監査体制の充実強化に努めています。また、事務リスク管理の基本方針として「事務リスク管理方針」を定め、適切な事務リスクの管理を行っています。

事務管理面では、正確・迅速な事務処理体制の向上を図るため、事務統轄部による臨店指導の実施、研修会の開催などを行っています。また、監査部による総合監査についても、内部監査機能の充実・強化を図り、事務処理状況の点検にとどまらず、事務リスクを含めたリスク管理態勢を総合的に監査しています。

システムリスク管理

「システムリスク」とは、業務を行うために利用しているシステムの取扱いに関連し、システムの障害・不正使用等により、損失を被るリスクをいいます。

当行は、コンピュータシステムの安定稼働をシステムリスク管理上の最重要課題と考え、その基本方針として「システムリスク管理方針」を定め、安全性と信頼性の確保に向けた取組みを行っています。

特にオンラインシステムに関しては、万が一システム障害が発生した場合に備え、システム機器や回線を二重化しているほか、大規模地震などの災害に備え、バックアップセンターを設置するなど、安全性の確保に努めています。

さらに、システム・データ保護に関する規定等を整備し、全役職員に対し周知徹底するとともに、その遵守状況については監査部が定期的に監査を実施しています。

特に個人データについては、個人情報の保護に関する法律の基本理念に従いつつ、「個人データ管理基準」を制定し、適正な管理を行っています。

このようにハード・ソフト両面からコンピュータシステムの信頼性をさらに向上させるべく努めています。

社会問題化するサイバー攻撃への対応

当行では、日々、高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対応するため、「サイバーセキュリティ管理規定」を制定し、不正侵入の防止、情報流出の阻止、不正なウィルスの検知等の多層的な技術的対策を施しております。

また、サイバー攻撃を想定した対応訓練・演習等の組織的対策も講じており、サイバー攻撃に迅速に対応できる態勢の継続的な強化に努めております。

サードパーティリスク管理

「サードパーティリスク」とは、当行と業務上の提携や関係を有する企業・組織であるサードパーティにおいて、事務ミス、システムトラブルおよび不正取引などが発生し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、管理の基本方針として「サードパーティリスク管理方針」を定め、適正なリスク管理を行っています。

特に、資金移動業者等との口座連携サービスや個人データを取扱う場合は、「個人データ管理基準」などにに基づき、より厳格なリスク管理を実施しているほか、契約期間中は、定期的にサードパーティの安全性・信頼性などについてモニタリングするなどにより、継続的なリスク管理を実施しています。

万が一、事務ミスやシステムトラブルなどが発生した場合は、お客さま、当行業務双方への影響を最小限に抑えるために、代替手段の確保や緊急時対応策の策定などに万全を期しています。

その他のオペレーショナル・リスク管理

「法務リスク」とは、法令等の遵守状況が十分でないことにより損失を被るリスク、取引の法律関係に不備・不確実な部分があることによって損失を被るリスクをいいます。「人的リスク」とは、人事労務上の問題等に起因して損失を被るリスクをいいます。「有形資産リスク」とは、災害や資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損により損失を被るリスクをいいます。「風評リスク」とは、市場や顧客の間における事実と異なる風評によって損失を被るリスクをいいます。「災害等偶発事態発生によるリスク」とは、災害等偶発事態発生により業務に支障をきたし、損失を被るリスクをいいます。

当行では、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」、「災害等偶発事態発生によるリスク」につきましても、リスク管理の基本方針を定めるとともに、適切な管理を行っています。

大規模災害発生時における業務継続体制の整備

当行では、大規模地震などの災害やシステム障害等の緊急事態発生時における基本的な行動原則を明確にするため「災害等緊急時対応プラン」を策定しています。

「災害等緊急時対応プラン」では、当行が不慮の災害等により損害を被り、銀行業務が通常どおり果たせなくなった場合においても、金融機能の維持の観点から必要最低限の業務を継続するため、あるいは早期に再開・復旧をはかるため「業務継続計画」を定め、業務継続体制の整備に努めています。また、「災害等緊急時対応プラン」の実効性を確認するため、定期的な災害訓練や業務継続訓練を実施しているほか、東日本大震災による被害を踏まえ、災害等に対する備えをより強固なものとする見直しを実施し、当行の危機対応力の強化に努めております。

コンプライアンスの徹底

法令等遵守（コンプライアンス）の体制

当行は、法令等遵守に関する取組姿勢を明確化し、その実効性を確保するため、「法令等遵守方針」を制定しています。また、役員が法令等遵守を重視し、業務の適法な運営を確保するため、「法令等遵守にかかるガイドライン(遵守基準)」を制定し、法令等遵守に関する具体的な指針(基本指針)と行動基準を明示しています。

法令等遵守にかかるガイドライン(遵守基準)

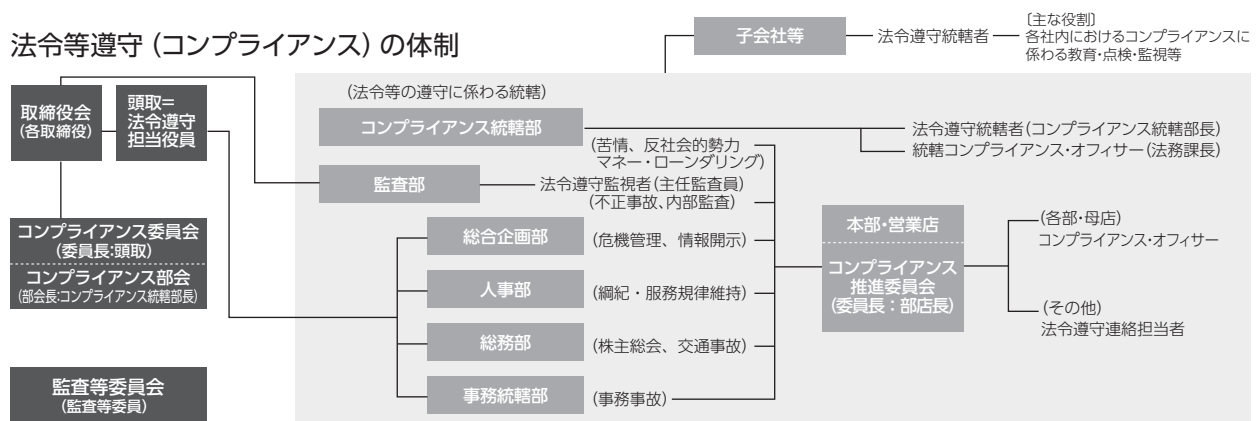
【基本指針】

1. (銀行の社会的責任) 透明かつ健全な経営に徹し、もって信用秩序と円滑な金融の維持に最大限の意を払います。
2. (コンプライアンスの徹底) 法令や企業倫理を遵守し、公正で誠実な行動を徹底します。
3. (反社会的勢力との対峙) 社会の秩序や安寧に脅威を与えるものに対しては確固たる信念をもって対処します。
4. (地域社会発展への貢献) 地域からお客様から広く社会から信頼を得られる金融サービスを提供し、「良き企業市民」として銀行と地域の共存に努めます。
5. (健全な職場風土の推進) 自由闊達な職場の気風の醸成に努め、健全な職場づくりを推進します。

【行動基準】

1. (コンプライアンスの履行) わたしたちは、法令・定款・就業規則・行内規定を遵守しその職責を果たします。
2. (不公正取引の排除) わたしたちは、お客様に対して不公正な取引を強要しません。
3. (守秘義務) わたしたちは、お客様や銀行の秘密情報、公表に至らない重要情報を他に漏らしません。
4. (正確な報告義務) わたしたちは、法令や行内規定で定められた報告を怠ったり虚偽の報告をしません。
5. (職務専念義務) わたしたちは、銀行の公共性と高い社会的責任を自覚しその職務に専念します。
6. (不当な指示命令の受任排除) わたしたちは、権限を超えまたは権限を逸脱した指示命令には従いません。
7. (信用・名誉の保持) わたしたちは、銀行の信用を傷つけまたは名誉を汚すような行為をしません。
8. (不法な便宜供与の禁止) わたしたちは、法令や行内規定に反してお客様に便宜を図りません。
9. (不法な利益行為の禁止) わたしたちは、職務やその地位を利用して不当な利益を図りません。
10. (取引先等からの借財の禁止) わたしたちは、お客様や他の役員および行員から正当な理由なしに借財またはその斡旋をしません。
11. (適正な社交儀礼の徹底) わたしたちは、職務に関連し社会的相当性を欠く接待や贈答を行いません。
12. (職場の秩序維持) わたしたちは、職場の秩序維持に努めます。

法令等遵守（コンプライアンス）の体制



※コンプライアンス・オフィサーおよび法令遵守連絡担当者は、コンプライアンスに係わる職務については、上位職位者の指示によらず、独立性を確保して遂行する。

当行が金融機関としての社会的責任と公共的使命のもと真に地域やお客さまおよび広く社会から信頼されるためには、法令や企業倫理の遵守の徹底が最も重要であると考えています。当行では、法令等遵守体制確立のため、1998年に統轄部署として法務室を新設し、その後の組織改正を経て、現在はコンプライアンス統轄部が法令等遵守の統轄部署になっています。

法令等遵守体制として、最高責任者に頭取、統轄者にコンプライアンス統轄部長、統轄コンプライアンス・オフィサーに法務課長、各部店にはコンプライアンス・オフィサー等を配置し、遵守状況の日常点検を行うとともに、違反行為の未然防止、法令等遵守意識の醸成および法令等の周知徹底に努めています。

また、法令等遵守体制の一層の整備・強化を目的に、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しているほか、コンプライアンス委員会の下部機関としてコンプライアンス部会を、また、部店内にはコンプライアンス推進委員会を設置しています。

腐敗防止に関する取組み

当行では「法令等遵守にかかるガイドライン」に基づき、公務員や取引先との贈収賄を防止するとともに、コンプライアンス統轄部において「行動基準」の遵守状況を評価・管理する体制としております。また、「法令等遵守にかかるガイドライン」を周知し、遵守を徹底すべく、全役職員（パートを含む）に対して、研修会等で教育・啓蒙を実施しております。なお、2025年度における汚職行為での懲戒処分（解雇を含む）は0件であり、汚職に関連する罰金、和解にかかる費用も発生しておりません。

内部通報制度

当行グループでは、不祥事、汚職行為（贈収賄を含む）等を含む法令等違反または違反の疑いが強い行為を発見した者あるいは当該行為を行った者からの報告を受け付けるため、行内外に内部通報専用窓口「77コンプライアンス・ホットライン」を設置しています。

内部専用窓口への通報に対しては、内部通報対応業務従事者が通報を受付し、通報者保護の観点から、厳格な情報管理のもと調査および是正に必要な措置等を行うとともに、通報者にフィードバックを実施しています。また、法律事務所に外部専用窓口を設置しております。

不祥事、汚職行為（贈収賄を含む）等を含む法令等違反について、必要に応じて関係部署等と連携のうえ、頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」に報告するとともに、同委員会の内容を取締役会に報告することにより、取締役会が監督する体制を確立しています。

当行グループでは、ポスターの掲示、マニュアルの制定や研修会の開催等により、通報者の保護を含め、内部通報制度の周知に努めています。

「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」の遵守

当行では、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するため、「反社会的勢力への対応方針」を制定し、役職員に遵守するよう徹底するとともに、「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を当行ホームページに掲載しています。また、普通預金取引規定や銀行取引約定書をはじめとする各種取引規定等に暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを行っております。

反社会的勢力への対応にかかる基本方針

わたしたちは、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するため、以下のとおり、「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定めます。

1. わたしたちは、反社会的勢力排除に向けた社会的責任および反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。
2. わたしたちは、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みは、子会社を含めグループ一体となって組織として断固たる対応を行います。
3. わたしたちは、反社会的勢力に対しては、資金提供および不適切・異例な便宜供与は行いません。
4. わたしたちは、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より外部専門機関との連携強化を図ります。
注）外部専門機関とは、警察、弁護士、暴力団放逐推進センター等、反社会的勢力への対応を専門に行う機関をいいます。
5. わたしたちは、反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等、不当要求があった場合には、法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応を行います。

「マネー・ローンダリング等防止にかかる当行の方針」の遵守

当行では、マネー・ローンダリング等の犯罪による金融サービスの濫用が、銀行経営における重大なリスクであるとの認識に立ち、マネー・ローンダリング等防止を経営上の重要な課題の一つとして位置付けたうえで、「マネー・ローンダリング等防止にかかる当行の方針」を制定し、当行ホームページに掲載しています。また、コンプライアンス統轄部業務担当役員がマネー・ローンダリング等防止統轄責任者として、マネー・ローンダリング等防止への対応全般を統轄しています。

マネー・ローンダリング等防止にかかる当行の方針

七十七銀行（以下、「当行」といいます。）および当行の子会社は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融ならびに金融犯罪（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に向け、以下のとおり、「マネー・ローンダリング等防止にかかる当行の方針」を定め、適切に業務を遂行いたします。

1. 関連法令等の遵守

マネー・ローンダリング等防止にかかる各種法令等を遵守し、適切かつ厳格に業務に取り組みます。

2. 組織的対応の実施

経営陣の主導的関与のもと、関係する全ての部署が相互に連携・協働し、組織横断的に対応します。

3. リスクに応じた態勢の構築

国際情勢や営業地域内の動向など、時々変化する経営環境に対し、適時・適切にリスクの特定・評価を行い、リスクに見合った管理態勢を整備のうえ、リスクの低減を図ります。

4. 取引受入時の厳正な判断

お客様から取引依頼を受けた際は、マネー・ローンダリング等にかかるリスクを都度、厳正に判定します。

5. コルレス契約先の管理

コルレス契約先に関する情報を定期的に収集し、その評価を適切に行うとともに、リスクに応じた対応策を講じます。また、営業実態のない架空銀行との取引は行いません。

6. 内部監査の実施

定期的に内部監査を実施し、マネー・ローンダリング等防止にかかる管理態勢の適切性を検証のうえ、更なる態勢の高度化を図ります。

7. 研修の充実

役職員全員がマネー・ローンダリング等防止の重要性を十分に認識し、知識や専門性を高めるため、適切な教育・研修を実施します。

金融犯罪対策への体制強化

当行では、お客様の大切な資産を守るため、金融犯罪対策にかかる統轄部署としてコンプライアンス統轄部に金融犯罪対策課を設置しています。

また、金融犯罪への迅速な対応および巧妙化・多様化する金融犯罪の未然防止に向けた対策強化を目的に、頭取を委員長とする金融犯罪対策委員会を設置しているほか、金融犯罪対策委員会の下部組織として金融犯罪対策部会を設置しています。

継続的顧客管理

当行では、金融庁が策定・公表している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、すでにお取引をいただいているお客さまにおいて、お客さまに関する情報やお取引の目的等を定期的に確認させていただく取り組みを行っています。

「利益相反管理についての当行の方針」の遵守

当行では、利益相反のおそれがある取引に関してお客さまの利益を不当に害することのないよう、「利益相反管理方針」および「利益相反管理規定」を制定し、役職員に遵守するよう徹底するとともに、「利益相反管理についての当行の方針」を当行ホームページに掲載しています。

利益相反管理についての当行の方針

七十七銀行（以下、「当行」といいます。）は、当行および利益相反管理の対象とする当行の子会社（以下、「七十七グループ」といいます。利益相反管理の対象とする当行の子会社の範囲は以下4.に記載します。）と七十七グループのお客様との間、ならびに、七十七グループのお客様相互間における利益相反のおそれがある取引に関し、法令等および利益相反管理方針に従い、お客様の利益を不当に害することのないよう適正に業務を遂行いたします。

1. 利益相反管理の対象とする取引（対象取引）

当行は、利益相反管理の対象とする取引（以下、「対象取引」といいます。）として、七十七グループがお客様の信頼を受け、お客様の利益を念頭において行動、助言しなければならない法令または契約に基づく義務（信託義務）を負っている取引を管理いたします。

2. 対象取引の特定・類型化

対象取引は、以下の区分を踏まえて特定・類型化し、お客様の利益を不当に害することのないよう適正に管理いたします。

	お客様と七十七グループ	お客様と七十七グループの他のお客様
利害衝突（対立）型	お客様と七十七グループの利害が衝突（対立）する場合	お客様と七十七グループの他のお客様の利害が衝突（対立）する場合
利害競合型	お客様と七十七グループの利害が競合する場合	お客様と七十七グループの他のお客様の利害が競合する場合
情報利用型	七十七グループがお客様との関係を通じて取得した情報を利用して、七十七グループが利益を得る場合	七十七グループがお客様との関係を通じて取得した情報を利用して、七十七グループの他のお客様が利益を得る場合

3. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当行に利益相反管理統轄部署および利益相反管理部署を設置し、対象取引に関する情報を集約するとともに、対象取引の特定・類型化および管理方法の選択を行います。対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の方法を適宜選択、または組み合わせることにより、適切な利益相反管理を行います。また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、七十七グループ内において周知・徹底いたします。

- （1）利益相反を発生させる可能性のある部門を分離する方法（情報共有先の制限）
- （2）利益相反のおそれがある取引の一方もしくは双方の取引条件または方法を変更する方法
- （3）利益相反のおそれがある取引の一方の取引を中止する方法
- （4）利益相反のおそれがあることをお客様に開示（およびお客様の同意を取得）する方法

4. 利益相反管理の対象とする当行の子会社の範囲

利益相反管理の対象とする当行の子会社は、以下に掲げる会社です。

- （1）株式会社七十七カード
- （2）七十七証券株式会社
- （3）七十七リサーチ＆コンサルティング株式会社
- （4）七十七パートナーズ株式会社
- （5）七十七デジタルソリューションズ株式会社
- （6）七十七キャピタル株式会社
- （7）七十七ビジネスウィズ株式会社
- （8）77 NEXT CONSULTING PTE. LTD.

以上につき、ご不明な点がございましたら、当行コンプライアンス統轄部（代表：022-267-1111）までお問い合わせください。

情報資産の保護

金融機関は業務の性格上、お客さまの取引情報や個人情報など、適切に保護しなければならない重要な情報を多く有しています。当行では、個人情報を適切に保護するため、「個人情報保護宣言」を制定し遵守するとともに、当行ホームページに掲載しています。

個人情報保護宣言

株式会社七十七銀行（以下「当行」といいます。）は、お客さま個人を識別できる「個人情報」を適切に保護することの重要性に鑑み、その利用、保護および保有するデータベース等に含まれる個人情報（以下「個人データ」といいます。）の安全管理にかかる基本方針について、以下のとおり宣言します。

【個人情報取扱事業者】

〒980-8777 仙台市青葉区中央三丁目3番20号
株式会社七十七銀行 取締役頭取 小林 英文

【基本理念】

1. 法令等の遵守

- (1) 当行は、個人情報の保護に関する法令ならびに指針等を遵守します。
- (2) 本個人情報保護宣言を当行役職員（パート、派遣社員等を含みます。）に周知徹底するとともに、内容および取り組みについて継続的な改善に努めます。

2. 個人情報の取得・利用

- (1) 当行は、業務上必要な範囲内で適正かつ適法な手段により、お客さまの個人情報を取得します。例えば、以下のよう
な情報源から個人情報を取得することがあります。
 - ・商品やサービスの申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただいた書類等により提供を受ける場合
 - ・電子交換所や当行グループ内の共同利用者、個人情報信用機関等から提供を受ける場合
 - ・市販の書籍等に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報を利用する場合
- (2) 法令等により定められた場合を除き、お客さまの同意を得ることなく、公表する利用目的の範囲を超えて個人情報
を利用しません。
- (3) 人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報については、適切な
業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のためには、取得・利用しません。

3. 個人データの第三者への提供

当行は、お客さまの同意を得ている場合および法令により例外として扱われる場合を除いて、お客さまにかかる個人
データを第三者に提供しません。

4. 個人データの管理

- (1) 当行は、お客さまにかかる個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、個人データの紛失、破壊、
改ざん及び漏洩等を防止するため、適切な安全管理措置を講じます。
主な内容は以下のとおりです。
 - A. 個人データに関する規律の整備
取得・入力、利用・加工、保管・保存、移送・送信および消去・廃棄の各段階ごとに取扱者や取扱方法について規定
を策定しています。
 - B. 組織的安全管理措置
個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う役職員および当該役職員が取り扱
う個人データの範囲を明確化し、情報資産事故・違反行為等が発生した場合の責任者への報告連絡体制を整備し
ています。
 - C. 人的安全管理措置
役職員に対して、個人データの安全管理にかかる教育・研修を計画的に実施し、法令、方針、規定・要領を周知して
います。
 - D. 物理的安全管理措置
個人データを取り扱う機器類の設置場所および管理にあたっては、役職員による不正利用の抑制とアクセスが許可
されない者からのアクセス防止を図っています。
個人データを取り扱う機器・外部記録媒体の管理にあたっては、個人データの漏洩事故等のリスクを防止するた
め、各種盗難防止策を講じているほか、個人データの移送等を行う場合、厳格な管理を実施しています。
 - E. 技術的安全管理措置
個人データを取り扱う情報システムについてはアクセス権限管理を実施しています。また、外部からの不正アクセス
を防止するために適切な措置を講じています。

- (2) 当行が個人データの取扱いを外部に委託する際は、個人データを適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託先と委託契約を締結し、委託先における個人データの取扱状況を把握する等、委託先に関して必要かつ適切な監督を実施します。

当行では、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。

- ・取引明細通知発送に関する事務
- ・ダイレクトメールの発送に関する事務
- ・外国為替等の対外取引関係業務
- ・情報システムの運用・保守に関する業務

5. お客さま本人への保有個人データの開示等

- (1) お客さまからご自身に関する保有個人データ（当行が開示・訂正等の権限を有する等一定の要件を満たすものとして「個人情報の保護に関する法律」に定義される個人データ）の開示および利用目的の通知のご請求があった場合は、当行所定の手続に従い、特別な理由のない限り開示等を行います。
- (2) 保有個人データの訂正、利用停止、消去等のご請求に関しては、その理由等をお伺いした上で、同じく当行所定の手続に従い、必要な対応を行います。

6. お客さまからのご意見・ご要望への取組み

当行は、個人情報の取扱いに関するお客さまからのご意見・ご要望への取組み体制を整備し、適切かつ迅速な対応に努めます。

【個人情報の利用目的ならびに保有個人データの開示請求等にかかる手続等の公表】

当行では、お客さまからご提示いただく個人情報の利用目的ならびに保有個人データの開示等の請求にかかる手続等について、あらかじめお客さまのご理解を得られるよう、当行ホームページに掲載するとともに、窓口でも冊子により配布します。本個人情報保護宣言と併せてご覧いただきますようお願いします。

また、利用目的については、当行本支店に掲示・備付けするポスター、チラシでもお知らせします。

【個人情報の取扱いに関するご質問ならびにご意見・ご要望の受付先】

個人情報の取扱い、開示請求等に関するご質問については、最寄りの当行本支店窓口までお申し出下さい。

当行の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望については、以下の受付先までお申し出下さい。

七十七銀行 お客様サポート課

TEL:022-267-1111 (代表)

電子メール:当行ホームページ(<https://www.77bank.co.jp/opinion.html>)より

「勧誘方針」の遵守

当行では、お客さまに対して金融商品やサービスを勧誘する際の基本方針を示した「勧誘方針」を制定し、役職員に遵守するように徹底するとともに、「勧誘方針」は、営業店ロビー・キャッシュサービスコーナーに掲示するほか、当行ホームページに掲載しています。

勧誘方針

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の勧誘に当たっては次の勧誘方針を遵守いたします。

- お客様の金融商品に関する知識、購入経験、財産の状況および購入目的などに応じ、適切な商品をお勧めいたします。
- お客様に商品内容やリスクなどの重要な事項を正しくご理解いただけるよう、適切な説明に努めます。
- 断定的な判断や事実でない情報を提供するなどお客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
- お客様にとってご迷惑となるような時間帯、場所および方法での勧誘は行いません。
- お客様に対して適切な勧誘が行われるよう、研修などを充実し商品知識の習得に努めます。

「＜七十七＞お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づく取組みの実践

当行および七十七証券株式会社では、お客さまに対するより良い金融商品・サービスの提供を促進する観点から、「＜七十七＞お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定し、お客さま本位の業務運営の実践に向けた体制を強化するとともに、当行および七十七証券株式会社のホームページに掲載しています。

＜七十七＞お客さま本位の業務運営に関する取組方針

七十七銀行グループ(※)は、お客さまの資産形成・運用に資する金融サービスの提供に際し、お客さま本位の業務運営を実現するため、以下のとおり「＜七十七＞お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を定めます。

基本方針：お客さま一人ひとりの「なりたい姿」を実現する最良のパートナーであり続けます。

お客さま一人ひとりの想いに真摯に寄り添い、満足・幸福・安心につながる最適なソリューションの提供を通じて「お客さまのなりたい姿」の実現に貢献していきます。

1. お客さまにふさわしいサービスの提供

- (1) お客さまの資産状況、取引経験、知識および取引目的・ニーズに応じ、お客さまにふさわしい金融商品・サービスの組成、選定および販売・推奨等を行います。
具体的には「長期・積立・分散投資」の考え方を踏まえ、お客さまの資産を増やすための運用提案を行います。
- (2) 金融商品・サービスを提供したお客さまに対しては、市場環境の変化等を踏まえつつ、適切なアフターフォローを行います。
- (3) 株式会社七十七銀行と七十七証券株式会社の連携（銀証連携）を通じて、お客さまの多様化する資産形成・運用ニーズを捉えた金融商品・サービスを提供します。

2. お客さまに分かりやすい情報提供

- (1) 金融商品・サービスの販売・推奨等にかかる重要な事項については、お客さまに提供する資料の充実等を通じて、積極的に情報提供を行います。とくに、お客さまが負担する手数料その他の費用については、販売者による説明力の向上や説明資料の充実等を通じて、積極的に情報提供を行います。
- (2) お客さまに正しくご理解いただけるよう、明確、平易かつ誠実に情報提供を行います。

3. 利益相反の適切な管理

お客さまとの利益相反の可能性について正確な把握・管理に努めますとともに、利益相反管理の実効性の検証等を通じて、継続的な改善に取り組みます。

4. 行内・社内の体制強化および啓蒙

- (1) 最適なソリューションを提供することにより、「お客さまのなりたい姿」の実現につながる行動を評価する営業店の業績評価体系を構築するとともに、行員・社員等の評価に対して適切な反映を行います。
- (2) お客さま本位の業務運営の実践に向けて、研修機会の充実を図ります。

5. 取組状況の定期的な公表

本取組方針に基づく七十七銀行グループの取組みの状況については、「ホームページ」等において、定期的に公表します。

以上の取組みを通じて、七十七銀行グループは、お客さまに対する公正で誠実な行動の徹底と専門性および職業倫理の維持・向上を図りますとともに、お客さま一人ひとりの「なりたい姿」を実現する業務運営が「企業文化」として定着するよう努めてまいります。

※本取組方針の対象となるグループ会社：株式会社七十七銀行・七十七証券株式会社

「金融円滑化推進についての当行の方針」の遵守

当行では、現在の経済金融情勢や雇用環境の状況などに鑑み、お借入れおよび返済条件のご変更等にかかるお客さまからのご相談等に、より適切に対応するため、「金融円滑化推進についての当行の方針」を制定し、役職員に遵守するよう徹底するとともに、当行ホームページにも掲載しています。

金融円滑化推進についての当行の方針

七十七銀行では、1961年に経営の基本理念として「行是」を制定しておりますが、そのなかで「奉仕の精神の高揚」を第一に掲げ、地域社会の繁栄のために奉仕することを、当行役職員の規範として定めております。

当行では、この基本理念にもとづき、地域への円滑な資金の供給や、お客さまの経営改善・事業再生に向けた支援など、地域密着型金融の推進に積極的に取り組んでおり、地域における東日本大震災からの復興支援と経済の活性化の推進に向けて、お客さまからのご相談等に引き続き適切に対応するため、「金融円滑化推進についての当行の方針」を定め、金融円滑化の推進に向けた取組みを一層強化してまいります。

〔基本方針〕

1. ご相談等に対する真摯な対応

新規のお借入れおよび返済条件のご変更等にかかるご相談・お申込みをお受けした場合には、当該ご相談等に真摯に対応するとともに、ご相談等をいただいた案件の進捗について適切な管理を行います。

2. 適切な審査の実施

事業を営まれているお客さまの審査については、決算書等、財務の表面上の数値のみで画一的な判断をせず、経営実態をきめ細かく把握したうえで、成長性および将来性等を重視した適切な審査を行います。

また、住宅ローンご利用のお客さまについては、将来にわたる無理のない返済に向けて、お客さまの収入状況や生活状況をきめ細かく把握したうえで審査を行います。

3. 事業を営まれているお客さまからのお申込みへの対応

(1) 新規のお借入れのご相談・お申込みについては、事業の特性およびその事業の状況等を重視のうえ、可能な限りお客さまのご要望に沿えるよう適切な対応を行います。

(2) 返済条件のご変更等にかかるご相談・お申込みをお受けした場合には、事業の改善の見通し等を重視のうえ、可能な限りお客さまのご要望に沿った返済条件のご変更を行うなど適切な対応を行います。

4. 住宅ローンご利用のお客さまからのお申込みへの対応

返済条件のご変更等にかかるご相談・お申込みをお受けした場合には、お客さまの財産や収入の状況等を勘案のうえ、可能な限りお客さまのご要望に沿った返済条件のご変更を行うなど適切な対応を行います。

5. 他金融機関等との緊密な連携

返済条件のご変更等にかかるお申込みにあたり、他の金融機関、信用保証協会および中小企業活性化協議会等とお取引等がある場合には、お客さまの同意を得たうえで、その関係機関と緊密な連携を図ります。

6. 説明の徹底

(1) お借入れに関連する各種の契約を締結するにあたり、お客さまの理解を得るために、知識、経験等を踏まえ、適切かつ丁寧な説明を行います。

(2) 返済条件のご変更等にあたり、条件を付す場合は、その内容を可能な限り速やかにお客さまに提示のうえ、十分に説明を行います。

(3) 新規のお借入れおよび返済条件のご変更等にかかるご要望に沿えない場合には、これまでのお取引やお客さまの知識等を踏まえ、ご要望に沿えない理由について可能な限り具体的かつ丁寧な説明を行います。

7. ご意見・ご要望および苦情への対応

新規のお借入れおよび返済条件のご変更等にかかるご相談・お申込みに関して、お客さまからお申し出のあったご意見・ご要望および苦情については、迅速かつ適切な対応を行います。

8. 事業の再生手続への対応

事業再生ADR手続（注）や株式会社地域経済活性化支援機構ならびに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構等を通じた事業の再生手続に関するご要請等をお受けした場合には、事業の改善、再生の見通し等を重視し、可能な限り適切な対応を行います。

注. 民間の第三者機関が債権者の間の調整役となり再建計画をまとめる制度で、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続をいいます。

9. コンサルティング機能の積極的な発揮

お客さまへの継続的な訪問等を通じて、経営課題を把握し、適時にお客さまの経営実態に応じた経営改善・事業再生支援を行うなど、最適なソリューションの提案・実行に努め、積極的なコンサルティング機能を発揮します。

また、ソリューションの実行後においても、進捗状況の把握に努め、必要に応じて助言等を行います。

10. 経営実態や成長性および将来性等を適切に見極めるための能力の向上

担保および個人保証に過度に依存することなく、経営実態をよりきめ細かく把握したうえで成長性および将来性等を重視したご融資の提供に取り組むほか、研修の実施等により、お客さまの経営実態や成長性および将来性等を適切に見極めることのできる能力の向上を図ります。

11. 経営者保証に関するガイドラインへの適切な対応

経営者保証に関するガイドライン（注）の趣旨を踏まえ、経営者等の個人保証に依存しないお借入れの一層の促進を図るとともに、保証契約の締結、保証契約の見直しならびに保証債務の整理について、適切な対応を行います。

注. 経営者等による個人保証に関する合理的な保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会と日本商工会議所が共同事務局）より公表されています。

〔体制整備の概要〕

1. 返済条件のご変更等の対応状況を適切に把握するための体制の概要

（1）ご相談受付体制の整備

A. 「震災復興・金融円滑化『融資ご相談窓口』」の設置

最寄りの営業店でお気軽にご相談いただけるよう、各営業店に「震災復興・金融円滑化『融資ご相談窓口』」を設置しております。

B. 「個人ローンご返済相談窓口」の設置

住宅ローンを含め消費者ローン全般をご利用のお客さまを対象として、ご相談をお受けする「個人ローンご返済相談窓口」を全ローンセンターに設置しております。

C. ご相談専用のフリーダイヤルを、本部および全ローンセンターに開設しております。

D. 「休日相談窓口」の臨時設置

事業を営まれているお客さまを対象として、休日にご相談をお受けする「休日相談窓口」を経済情勢等に応じ臨時設置いたします。なお、設置日等については、別途お知らせいたします。

（2）「震災復興・金融円滑化推進委員会」の設置

金融円滑化の推進を図る観点から、次の事項を任務として設置しております。

A. お客さまのお借入および返済条件のご変更等にかかるご相談等に対して、適切な対応を行うための態勢整備の検討

B. 経営改善支援を適切に行うための態勢整備の検討

C. 実施状況等を適切に把握し、開示・報告等を行うための態勢整備の検討

（3）金融円滑化推進管理の責任者および担当者の配置

2010年1月より、金融円滑化推進の状況等を適切に把握し、お客さまに対するサポート体制の一層の強化に取り組むため、本部関係部課および営業店等に金融円滑化推進管理の責任者および担当者を配置しております。

区 分	名 称	責任者・担当者	役 割
本 部	金融円滑化推進管理責任者	審査部長	金融円滑化推進管理全般の統轄
	金融円滑化推進管理担当者	関係課長	所管業務における金融円滑化推進管理の状況の把握、改善・指導
営業店等	金融円滑化推進管理担当者	営業店長 出張所長 法人営業所長 ローンセンター所長	営業店等における金融円滑化推進管理の状況の把握、改善・指導

（4）返済条件のご変更等にかかる案件の適切な管理

A. 返済条件のご変更等にかかる案件については、内容の記録を行い、各営業店の金融円滑化推進管理担当者が、案件の記録状況等の点検を毎営業日実施し、適切な管理を行います。また、記録した内容は、法令等にもとづき適切に保存します。

B. 各営業店の金融円滑化推進管理担当者は、案件の申込状況や進捗状況等を定期的にとりまとめ、金融円滑化推進管理責任者に報告を行います。

C. 金融円滑化推進管理責任者は、各営業店からの報告を取りまとめ、金融円滑化推進の状況について、定期的に役員部長連絡会へ報告を行います。

また、金融円滑化推進管理責任者は、金融円滑化推進管理の状況を取りまとめ、定期的に常務会へ報告を行います。

D. 常務会は、金融円滑化推進管理の状況を分析・評価のうえ、必要に応じて、金融円滑化推進管理責任者へ改善を実施させるとともに改善状況等の報告を受け、金融円滑化推進管理を適切に行う態勢を整備します。

2. 返済条件のご変更等にかかる苦情・相談へ適切に対応するための体制の概要

お客さまからの苦情・相談をお受けするためコンプライアンス統轄部お客様サポート課に「苦情相談窓口」を設置するとともに、各営業店に苦情受付担当者を配置しております。また、苦情相談をお受けした場合には、その内容を法令等にもとづき適切に記録・保存します。

3. 事業を営まれているお客さまの事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

（1）事業に関する改善計画等を策定した場合には、その進捗状況の確認・検証を定期的に行い、計画の見直し等について適切な支援・助言等を行います。

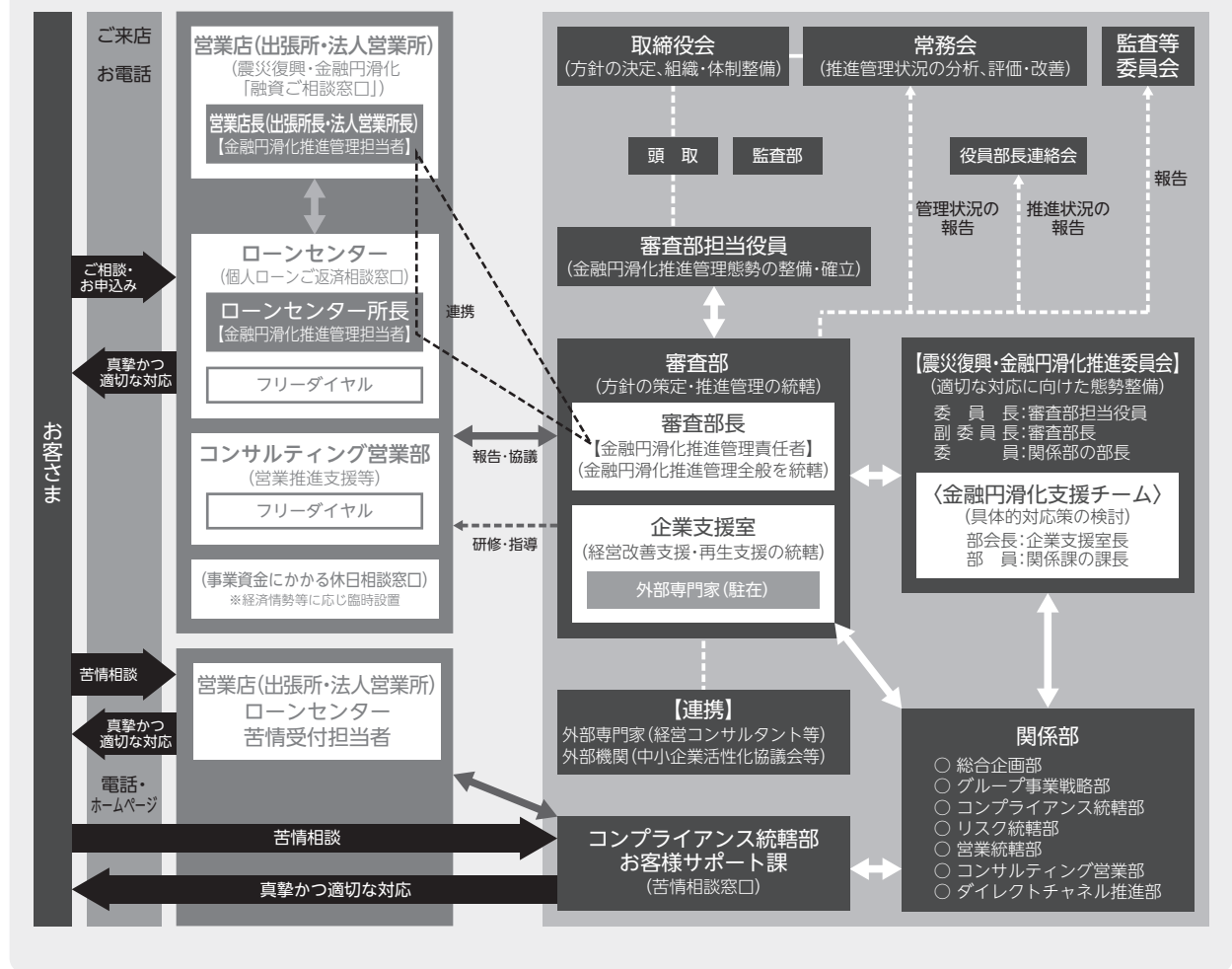
（2）抜本的な事業再生等の支援を必要としているお客さまについては、専門性が高度化、多様化している現状を踏まえ、審査部企業支援室において、外部専門家、外部機関と連携して計画策定支援を行うとともに、第三者的な視点や専門的な知識・機能を積極的に活用した事業再生支援に取り組みます。

4. 行内体制の概要

次頁「金融円滑化推進にかかる行内体制の概要」のとおり

経営陣は、金融機関の信頼の維持、業務の健全性および適切性の確保のための金融円滑化推進の重要性を十分認識し、お客さまの経営改善支援を含め、金融円滑化推進を重視した経営管理を行い、本方針の適切な実施に積極的に取り組んでまいります。

■ 金融円滑化推進にかかる行内体制の概要



主な業務の内容

預金業務	預金	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金等を取扱っています。
	譲渡性預金	譲渡可能な定期預金を取扱っています。
貸出業務	貸付	手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っています。
	手形の割引	銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および電子記録債権の割引を取扱っています。
商品有価証券売買業務		国債等公共債およびコマーシャル・ペーパーの売買業務を行っています。
有価証券投資業務		預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。
内国為替業務		送金為替、口座振込および代金取立等を取扱っています。
外国為替業務		輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っています。
社債受託業務		担保附社債信託法による社債の受託業務および公社債の募集受託に関する業務を行っています。
金融先物取引等業務		金融先物取引、オプション取引、スワップ取引等の業務を行っています。
信託業務		遺言代用信託、暦年贈与信託を取扱っています。併營業務として相続関連業務（遺言信託、遺産整理業務）を取扱っています。
附帯業務	代理業務	日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店業務
		地方公共団体の公金取扱業務
		勤労者退職金共済機構等の代理店業務
		株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
		日本政策金融公庫等の代理貸付業務
		信託代理店業務
		損害保険代理店業務
		生命保険代理店業務
		保護預りおよび貸金庫業務
		有価証券の貸付
		債務の保証（支払承諾）
		公共債の引受
		国債等公共債および投資信託の窓口販売
		企業型確定拠出年金取扱業務
		コマーシャル・ペーパー等の取扱い
		金融商品仲介業務

店舗一覧

(2026年7月13日現在)

店舗

宮城県

仙台市青葉区

本店営業部

〒980-8777 青葉区中央3-3-20
TEL (022) 267-1111

JR仙台出張所 (本店営業部内にて営業中)
〒980-8777 青葉区中央3-3-20 [本店営業部内]
TEL (022) 222-9808

芭蕉の辻支店 (本店営業部内にて営業中)
〒980-8777 青葉区中央3-3-20 [本店営業部内]
TEL (022) 222-7731

南町通支店 (本店営業部内にて営業中)
〒980-8777 青葉区中央3-3-20 [本店営業部内]
TEL (022) 221-4101

名掛丁支店
〒980-0021 青葉区中央1-7-5
TEL (022) 224-0161

仙台駅前支店 (名掛丁支店内にて営業中)
〒980-0021 青葉区中央1-7-5 [名掛丁支店内]
TEL (022) 221-1681

新伝馬町支店
〒980-0021 青葉区中央2-4-1
TEL (022) 221-5511

一番町支店
〒980-0811 青葉区一番町4-10-20
TEL (022) 222-1721

県庁支店
〒980-0014 青葉区本町3-8-1 [宮城県庁舎内]
TEL (022) 223-3454

仙台市役所支店
〒980-8671 青葉区国分町3-7-1 [仙台市庁舎内]
TEL (022) 223-2111

二日町支店
〒980-0802 青葉区二日町7-15
TEL (022) 222-4156

大学病院前支店
〒980-0824 青葉区支倉町4-29
TEL (022) 224-1577

八幡町支店
〒980-0871 青葉区八幡4-1-5
TEL (022) 273-3411

国見支店 (八幡町支店内にて営業中)
〒980-0871 青葉区八幡4-1-5 [八幡町支店内]
TEL (022) 275-5188

北仙台支店
〒981-0914 青葉区堤通雨宮町12-20
TEL (022) 234-1311

荒巻支店 (北仙台支店内にて営業中)
〒981-0914 青葉区堤通雨宮町12-20 [北仙台支店内]
TEL (022) 233-0186

上杉支店
〒980-0011 青葉区上杉5-3-36 [第三勝山ビル内]
TEL (022) 211-7221
※2026年12月7日(月)に、仙台市青葉区一番町4-10-20 (一番町支店内)に移転予定であります。

宮町支店
〒980-0004 青葉区宮町2-1-56
TEL (022) 225-8331

小松島支店 (宮町支店内にて営業中)
〒980-0004 青葉区宮町2-1-56 [宮町支店内]
TEL (022) 234-6281

旭ヶ丘支店
〒981-0904 青葉区旭ヶ丘3-26-23
TEL (022) 273-2121

東勝山支店
〒981-0923 青葉区東勝山3-12-28
TEL (022) 271-3501

中山支店
〒981-0952 青葉区中山4-23-28
TEL (022) 279-7011

吉成支店
〒989-3205 青葉区吉成1-17-1
TEL (022) 279-8444

栗生支店 (宮城町支店内にて営業中)
〒989-3125 青葉区下愛子字観音46-3 [宮城町支店内]
TEL (022) 392-8777

宮城町支店
〒989-3125 青葉区下愛子字観音46-3
TEL (022) 392-6567

仙台市宮城野区

仙台東口支店
〒983-0852 宮城野区榴岡2-4-22 [仙台東口ビル内]
TEL (022) 293-7741

榴岡支店 (仙台東口支店内にて営業中)
〒983-0852 宮城野区榴岡2-4-22 [仙台東口ビル内]
[仙台東口支店内]
TEL (022) 296-1411

仙台原町支店
〒983-0841 宮城野区原町2-3-50
TEL (022) 256-3131

卸町支店
〒983-0043 宮城野区萩野町3-9-1
TEL (022) 232-3277

中央市場支店 (卸町支店内にて営業中)
〒983-0043 宮城野区萩野町3-9-1 [卸町支店内]
TEL (022) 232-8171

幸町支店
〒983-0836 宮城野区幸町1-22-7
TEL (022) 275-1177

東仙台支店
〒983-0833 宮城野区東仙台1-2-17
TEL (022) 251-5251

鶴ヶ谷支店
〒983-0824 宮城野区鶴ヶ谷2-1-8
TEL (022) 251-8185

岩切支店
〒983-0821 宮城野区岩切字青津目121-5
TEL (022) 396-8777

仙台市若林区

荒町支店
〒984-0065 若林区荒町106-1
TEL (022) 225-5411

八木山支店 (荒町支店内にて営業中)
〒984-0065 若林区荒町106-1 [荒町支店内]
TEL (022) 229-4721

河原町支店
〒984-0816 若林区河原町1-4-3
TEL (022) 223-7105

南小泉支店
〒984-0811 若林区保春院前丁57-2
TEL (022) 285-1877

宮城野支店 (南小泉支店内にて営業中)
〒984-0811 若林区保春院前丁57-2 [南小泉支店内]
TEL (022) 256-8441

沖野支店
〒984-0838 若林区上飯田1-5-34
TEL (022) 285-5161

六丁目支店
〒984-0013 若林区六丁の目南町4-5
TEL (022) 288-5611

東卸町支店
〒984-0002 若林区卸町東2-7-1
TEL (022) 231-7551

扇町支店 (東卸町支店内にて営業中)
〒984-0002 若林区卸町東2-7-1 [東卸町支店内]
TEL (022) 231-7511

仙台市太白区

長町支店
〒982-0011 太白区長町3-8-29
TEL (022) 248-2111

八本松支店 (長町支店内にて営業中)
〒982-0011 太白区長町3-8-29 [長町支店内]
TEL (022) 249-2151

長町南支店
〒982-0011 太白区長町7-19-70
TEL (022) 247-7077

泉崎支店 (長町南支店内にて営業中)
〒982-0011 太白区長町7-19-70 [長町南支店内]
TEL (022) 249-3161

富沢支店
〒982-0036 太白区富沢南1-23-3
TEL (022) 246-0477

中田支店
〒981-1104 太白区中田3-6-5
TEL (022) 241-1177

袋原支店 (中田支店内にて営業中)
〒981-1104 太白区中田3-6-5 [中田支店内]
TEL (022) 242-0871

西中田支店

〒981-1105 太白区西中田7-10-50
TEL (022) 241-8572

西多賀支店

〒982-0804 太白区鉤取1-2-12
TEL (022) 245-5161

南八木山支店

〒982-0807 太白区八木山南4-1-6
TEL (022) 243-2151

仙台市泉区・富谷市・大和町**仙台市泉区****南光台支店**

〒981-8003 泉区南光台7-1-5
TEL (022) 272-7761

長命ヶ丘支店

〒981-3212 泉区長命ヶ丘4-14-3
TEL (022) 378-5271

加茂出張所（長命ヶ丘支店内にて営業中）

〒981-3212 泉区長命ヶ丘4-14-3 [長命ヶ丘支店内]
TEL (022) 378-3111

泉中央支店

〒981-3133 泉区泉中央1-13-4 [泉エクセルビル内]
TEL (022) 373-9711

泉支店

〒981-3117 泉区市名坂字町68-2
TEL (022) 372-2311

将監支店

〒981-3132 泉区将監8-8-8
TEL (022) 372-3177

泉パークタウン支店

〒981-3204 泉区寺岡6-7-5
TEL (022) 377-0877

高森支店

〒981-3203 泉区高森7-2
[ショッピングガーデン・キャラウェイ内]
TEL (022) 378-1731

富谷市**明石台支店**

〒981-3332 富谷市明石台6-1-415
TEL (022) 773-9377

向陽台支店（明石台支店内にて営業中）

〒981-3332 富谷市明石台6-1-415 [明石台支店内]
TEL (022) 373-1201

富谷支店

〒981-3304 富谷市ひより台2-36-4
TEL (022) 358-4555

大和町**吉岡支店**

〒981-3621 黒川郡大和町吉岡字上町45
TEL (022) 345-2101

宮城県南部**名取市****増田支店**

〒981-1224 名取市増田2-2-7
TEL (022) 382-3177

名取西支店（増田支店内にて営業中）

〒981-1224 名取市増田2-2-7 [増田支店内]
TEL (022) 384-1151

仙台空港出張所（増田支店内にて営業中）

〒981-1224 名取市増田2-2-7 [増田支店内]
TEL (022) 383-4655

杜せきのした支店

〒981-1227 名取市杜せきのした1-3-4
TEL (022) 383-0077

関上支店（杜せきのした支店内にて営業中）

〒981-1227 名取市杜せきのした1-3-4
[杜せきのした支店内]
TEL (022) 385-0211

岩沼市**岩沼支店**

〒989-2432 岩沼市中央1-3-24
TEL (0223) 22-2177

岩沼西支店（岩沼支店内にて営業中）

〒989-2432 岩沼市中央1-3-24 [岩沼支店内]
TEL (0223) 22-6477

亘理町**亘理支店**

〒989-2351 亘理郡亘理町字新町64-4
TEL (0223) 34-1171

山元町**山下支店**

〒989-2201 亘理郡山元町山寺字山下64
TEL (0223) 37-1177

角田市**角田支店**

〒981-1505 角田市角田字町74
TEL (0224) 63-1077

丸森町**丸森支店**

〒981-2165 伊具郡丸森町字町西22
TEL (0224) 72-2077

柴田町**船岡支店**

〒989-1601 柴田郡柴田町船岡中央1-7-3
TEL (0224) 55-2077

槻木支店（船岡支店内にて営業中）

〒989-1601 柴田郡柴田町船岡中央1-7-3 [船岡支店内]
TEL (0224) 56-1221

大河原町**大河原支店**

〒989-1241 柴田郡大河原町字町190-2
TEL (0224) 52-2077

村田町**村田支店**

〒989-1305 柴田郡村田町大字村田字町163-1
TEL (0224) 83-2077

川崎支店（村田支店内にて営業中）

〒989-1305 柴田郡村田町大字村田字町163-1 [村田支店内]
TEL (0224) 84-5755

白石市**白石支店**

〒989-0273 白石市字中町40-4
TEL (0224) 25-3131

蔵王町**蔵王支店**

〒989-0821 刈田郡蔵王町大字円田字西浦4-2
TEL (0224) 33-2031

宮城県浜通り地区**多賀城市****多賀城支店**

〒985-0874 多賀城市八幡3-16-18
TEL (022) 364-7741

下馬支店（多賀城支店内にて営業中）

〒985-0874 多賀城市八幡3-16-18 [多賀城支店内]
TEL (022) 367-5865

高砂支店

〒985-0853 多賀城市高橋2-10-15
TEL (022) 368-8191

塩釜市**塩釜支店**

〒985-0021 塩釜市尾島町17-11
TEL (022) 364-4111

北浜支店（塩釜支店内にて営業中）

〒985-0021 塩釜市尾島町17-11 [塩釜支店内]
TEL (022) 364-1335

塩釜西支店

〒985-0036 塩釜市東玉川町2-22
TEL (022) 367-1151

七ヶ浜町**七ヶ浜支店**

〒985-0821 宮城郡七ヶ浜町汐見台1-1-2
TEL (022) 357-4111

利府町**利府支店**

〒981-0114 宮城郡利府町新中道2-1-3
TEL (022) 356-8444

松島町**松島支店**

〒981-0215 宮城郡松島町高城字町177
TEL (022) 354-2171

東松島市**矢本支店**

〒981-0503 東松島市矢本字上新沼14-1
TEL (0225) 82-3115

鳴瀬出張所（矢本支店内にて営業中）

〒981-0503 東松島市矢本字上新沼14-1
[矢本支店内]
TEL (0225) 87-3841

石巻市**石巻支店**

〒986-0824 石巻市立町2-5-12
TEL (0225) 95-3311

穀町支店（石巻支店内にて営業中）

〒986-0824 石巻市立町2-5-12 [石巻支店内]
TEL (0225) 22-5128

新中里支店（石巻支店内にて営業中）

〒986-0824 石巻市立町2-5-12 [石巻支店内]
TEL (0225) 96-4131

湊支店（渡波支店と同一店舗内にて営業中）

〒986-0011 石巻市湊字筒場40
TEL (0225) 22-1131

渡波支店（湊支店と同一店舗内にて営業中）

〒986-0011 石巻市湊字筒場40
TEL (0225) 24-0121

蛇田支店

〒986-0868 石巻市恵み野3-4-2
[DCMホームマック石巻蛇田店敷地内]
TEL (0225) 94-5711

のぞみ野出張所

〒986-0860 石巻市のぞみ野1-1-6
TEL (0225) 90-4501

鮎川支店

〒986-2523 石巻市鮎川浜鬼形山1-13
[石巻市牡鹿総合支所内]
TEL (0225) 45-2121

飯野川支店

〒986-0101 石巻市相野谷字飯野川町127
TEL (0225) 62-3711

中津山支店（飯野川支店内にて営業中）

〒986-0101 石巻市相野谷字飯野川町127 [飯野川支店内]
TEL (0225) 76-2117

女川町**女川支店**

〒986-2265 牡鹿郡女川町女川2-8-1
TEL (0225) 54-3141

南三陸町**志津川支店**

〒986-0725 本吉郡南三陸町志津川字沼田150-34
[志津川商工団地内]
TEL (0226) 46-2633

気仙沼市**気仙沼支店**

〒988-0017 気仙沼市南町3-1-1
TEL (0226) 22-6770

内脇支店

〒988-0053 気仙沼市田中前2-2-2
TEL (0226) 22-7070

宮城県北部**大崎市****古川支店**

〒989-6162 大崎市古川駅前大通2-5-17
TEL (0229) 22-3077

田尻支店（古川支店内にて営業中）

〒989-6162 大崎市古川駅前大通2-5-17 [古川支店内]
TEL (0229) 39-1077

古川十日町支店

〒989-6165 大崎市古川十日町7-27
TEL (0229) 23-2717

南古川支店

〒989-6141 大崎市古川南新町5-37
TEL (0229) 24-1877

岩出山支店

〒989-6436 大崎市岩出山字二の構109
TEL (0229) 72-0077

鳴子支店（岩出山支店内にて営業中）

〒989-6436 大崎市岩出山字二の構109 [岩出山支店内]
TEL (0229) 83-2177

鹿島台支店

〒989-4102 大崎市鹿島台木間塚字小谷地383-1
TEL (0229) 56-2077

松山出張所（鹿島台支店内にて営業中）

〒989-4102 大崎市鹿島台木間塚字小谷地383-1
[鹿島台支店内]
TEL (0229) 55-3119

加美町**中新田支店**

〒981-4251 加美郡加美町字西町1
TEL (0229) 63-3177

小野田支店（中新田支店内にて営業中）

〒981-4251 加美郡加美町字西町1 [中新田支店内]
TEL (0229) 67-3077

涌谷町**涌谷支店**

〒987-0111 遠田郡涌谷町字柳町25-3
TEL (0229) 42-2751

美里町**小牛田支店**

〒987-0002 遠田郡美里町字藤ヶ崎町93
TEL (0229) 33-3111

栗原市**築館支店**

〒987-2216 栗原市築館伊豆1-8-12
TEL (0228) 22-2171

一迫支店（築館支店内にて営業中）

〒987-2216 栗原市築館伊豆1-8-12 [築館支店内]
TEL (0228) 52-2177

岩ヶ崎支店（築館支店内にて営業中）

〒987-2216 栗原市築館伊豆1-8-12 [築館支店内]
TEL (0228) 45-2277

若柳支店

〒989-5501 栗原市若柳字川北新町37-1
TEL (0228) 32-2131

登米市**佐沼支店**

〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼94
TEL (0220) 22-2577

米谷支店（佐沼支店内にて営業中）

〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼94 [佐沼支店内]
TEL (0220) 42-2277

登米支店

〒987-0702 登米市登米町寺池九日町5
TEL (0220) 52-2277

宮城県外**福島県****福島市****福島支店**

〒960-8691 福島市大町5-6 [日本生命福島ビル内]
TEL (024) 522-0171

郡山市**郡山支店**

〒963-8017 郡山市長者3-5-1
TEL (024) 933-0007

いわき市**平支店**

〒970-8026 いわき市平字三丁目14
TEL (0246) 23-3131

小名浜支店

〒971-8164 いわき市小名浜寺廻町3-1
TEL (0246) 53-2221

南相馬市**原町支店**

〒975-0008 南相馬市原町区本町2-51
TEL (0244) 23-3177

相馬市**相馬支店**

〒976-0042 相馬市中村字大町78-1
TEL (0244) 36-2141

宮城・福島県外**東京都中央区****東京支店**

〒104-0061 中央区銀座4-14-11 [七十七銀座ビル内]
TEL (03) 3542-8181

日本橋支店

〒103-0025 中央区日本橋茅場町1-5-3
TEL (03) 3666-1581

青森県青森市**青森支店**

〒030-0861 青森市長島2-10-3 (青森フコク生命ビル内)
TEL (017) 774-3077

岩手県盛岡市**盛岡支店**

〒020-0022 盛岡市大通3-3-10[七十七日生盛岡ビル内]
TEL (019) 624-1177

岩手県北上市**北上支店**

〒024-0083 北上市柳原町1-4-10
TEL (0197) 64-1777

山形県山形市**山形支店**

〒990-0039 山形市香澄町3-1-3
TEL (023) 631-8157

秋田県秋田市**秋田支店**

〒010-0001 秋田市中通2-3-8 [秋田アトリオンビル内]
TEL (018) 833-9371

愛知県名古屋市中区**名古屋支店**

〒460-0008 名古屋市中区栄3-1-1
[広小路本町ビルディング内]
TEL (052) 262-3721

大阪府大阪市**大阪支店**

〒541-0059 大阪市中央区博労町3-5-1
[御堂筋グランタワー内]
TEL (06) 6244-0531

北海道札幌市**札幌支店**

〒060-0003 札幌市中央区北三条西4-1-1
[日本生命札幌ビル内]
TEL (011) 261-2551

その他**振込専用支店****インターネット支店****法人営業所****八戸法人営業所**

〒031-0041 青森県八戸市廿三日町10
[石万ビルディング内]
TEL (0178) 38-9677

宇都宮法人営業所

〒320-0033 栃木県宇都宮市本町4-15
[宇都宮NIビル内]
TEL (028) 666-5710

さいたま法人営業所

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-9
[ニッセイ大宮桜木町ビル内]
TEL (048) 788-1301

福岡法人営業所

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-1-1
[アクロス福岡内]
TEL (092) 401-3911

海外駐在員事務所**上海駐在員事務所**

中華人民共和国上海市浦东新区陸家嘴環路1000号
恒生銀行大廈28階121号室
TEL 86-21-6841-2077

ローンセンター**本店ローンセンター**

〒980-8777 仙台市青葉区中央3-3-20
[本店3階]
TEL (022) 211-9752

長町ローンセンター

〒982-0011 仙台市太白区長町7-19-70
[長町南支店2階]
TEL (022) 246-4466

泉ローンセンター

〒981-3133 仙台市泉区泉中央1-13-4
(泉エクセルビル内) [泉中央支店2階]
TEL (022) 218-6311

仙台東口ローンセンター

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡2-4-22
(仙台東口ビル内) [仙台東口支店2階]
TEL (022) 293-6077

石巻ローンセンター

〒986-0868 石巻市恵み野3-4-2
(DCM石巻蛇田店敷地内) [蛇田支店2階]
TEL (0225) 95-7788

杜せきのしたローンセンター

〒981-1227 名取市杜せきのした1-3-4
[杜せきのした支店内]
TEL (022) 382-9277

六丁目ローンセンター

〒984-0013 仙台市若林区六丁の目南町4-5
[六丁目支店内]
TEL (022) 390-0020

明石台ローンセンター

〒981-3332 富谷市明石台6-1-415
[明石台支店内]
TEL (022) 302-5683

利府ローンセンター

〒981-0114 宮城県利府町新中道2-1-3
[利府支店内]
TEL (022) 352-0764

古川ローンセンター

〒989-6162 大崎市古川駅前大通2-5-17
[古川支店2階]
TEL (0229) 25-3637